

生活安全部門が行う許可等事務に係る基本的留意事項等について（通達）

〔 最終改正 令和 2. 12. 25 例規務第44号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

生活安全部門が行う京都府公安委員会による許可等に対する審査等の事務に係る基本的留意事項について、必要な事項を定めたもので、平成22年1月1日から実施しています。